

第 5 章 調査計画書についての環境の保全の見地からの意見を
有する者の意見の概要

第5章 調査計画書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

「埼玉県環境影響評価条例」第6条の規定に基づき、「川越都市計画事業(仮称)川島インターチェンジ南側地区土地区画整理事業 環境影響評価調査計画書」の縦覧が、以下の期間行われた。

期間:令和3年5月21日(金)～令和3年6月21日(月)

場所:川島町まち整備課、埼玉県環境部環境政策課、埼玉県西部環境管理事務所、埼玉県東松山環境管理事務所、川越市環境政策課、東松山市環境政策課、坂戸市環境政策課の各庁舎内

「埼玉県環境影響評価条例」第7条第1項の規定に基づき、調査計画書について令和3年5月21日(金)から令和3年7月5日(月)までの期間、環境の保全の見地から意見を受け付けた。提出された3件の意見書の概要は、表5-1(1)～(2)に示すとおりである。

表5-1(1) 意見の概要

	意見の概要
意見書1	<p>1.景観悪化への懸念</p> <ul style="list-style-type: none"> ●景観の悪化についての懸念と危惧 巨大で高層な物流倉庫等が建設された場合には、秩父の山並みや富士山の全景、眺望が大きなダメージを受け台無しになってしまうのではないかと大変心配し、生活環境の維持、特に周辺地域の景観の維持・保全について強い懸念を持つとともに、大きな危惧を抱いている。 環境影響評価調査の的確な実施とともに景観保全を主眼とした地区計画の策定等が必要だと思う。 <p>2.調査計画書への修正要望(ページは概要版)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・67 ページ「4.11 景観(1)現況調査 ①調査内容 ウ.主要な眺望景観」について、次の文言を追加する。(アンダーライン部分) 「調査項目は、主要な眺望地点における主な眺望の方向、眺望の構成要素の状況(秩父の山並み、富士山、工作物、水田及び畑地等の耕作地等)とする。」 ・69 ページ「4.11 景観(1)現況調査③調査地域・地点(景観の現地調査地点)」について、景観の現地調査地点を4ヶ所増やすこと。 ・70 ページ「4.11 景観(2)予測②予測方法イ.主要な眺望地点の状況及び主な眺望景観」について、フォトモンタージュの建物高さを、いくつかのケースに分けて複数作成し、予測については、どの程度秩父の山並みや富士山が見えなくなるかに着目して行ってほしい。 ・70 ページ「(3)評価②環境の保全に関する配慮方針」について、次の文章を追加すること。 「・これまでの秩父の山並みや富士山の全景などの美しい景観が、企業の立地により損なわれないように、建築物の高さの最高限度の規制(高さ制限)を行う。」

表 5-1(2) 意見の概要

	意見の概要
意見書 1	<p>・93 ページ「表 6-4 配慮すべき地域とその分布状況」の一覧表(区分の最下段)について、この表の区分の最下段(「人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき記載事項」)の 5 項目のうち、該当欄が×印となっている 3 項目については、「計画地及び周辺地域の状況」の欄の記述を、次のように修正するとともに×印をすべて○印に修正すること。</p> <p>各項目の修正文と修正理由は、次の通り。</p> <p>ア.当該区分の最上段(埼玉県原風景や特色ある情景を形作っている景観) (修正文)「<u>計画地及び周辺地域には分布しない。</u>」→「<u>計画地及び周辺地域は水田と秩父の山並み、富士山の全景が一体となった特色ある情景を形作っており、環境(景観)保全上、配慮すべき地域である。</u>」</p> <p>イ.当該区分の上から 3 番目(すぐれた自然の風景地等、人と自然がふれあう場) (修正文)「<u>計画地及び周辺地域には分布しない。</u>」→「<u>計画地及び周辺地域は水田と秩父の山並み、富士山の全景が一体となった美しい景観を有しており、優れた自然の風景地となっている。</u>」</p> <p>ウ.当該区分の最下段(文化財及びこれに準ずる歴史的建造物、町並み等並びにその周囲の雰囲気) (修正文)「<u>計画地及び周辺地域には町指定の文化財が分布しているが、計画地に近接する地域には分布していない。</u>」 →「<u>計画地及び周辺地域には町指定の文化財が分布しており、計画地に近接する地域には自然堤防上に形成された農村の風情を色濃く残す農村集落が分布している。</u>」</p> <p>・94 ページ「表 6-5 対象事業による影響の回避または低減措置の検討」について、一覧表(区分の上から 3 番目)に建築物の高さ規制等の文章を追加すること。</p> <p>3.町及び地権者協議会への要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ●景観保全を主眼とした地区計画の策定 景観保全を主眼とした地区計画の策定を要望する。建築物の形態及び高さの最高限度(高さ規制)を設定することが必要である。 ●企業の誘致は、環境への負荷の小さい業種を優先すべき 製造業を中心とした企業(できれば研究開発型企业)を優先して誘致を進めることを要望する。 ●近接する集落における交通量の急増への懸念 前平沼における町道の交通量が急増しないよう、開発区域内の道路の配置・整備を含め十分な配慮をしてほしい。 ●町及び地権者協議会へのお願い これまでのような美しい景観が大きなダメージを受けて失われてしまうと大変心配していること、また景観の維持・保全のため、地区計画を策定して、建築物の最高限度の高さ規制を導入する必要がある旨の要望が出されていることを話していただきたい。併せて、今回の意見と要望についての理解と協力をお願いしていただきたい。 今回のインター南側地区の開発そのものに反対しているわけではなく、これまでと同様に美しい景観を維持・保全して欲しい、周辺住民の生活環境を維持し守って欲しいという観点から、今回のような意見と要望を言っている。
意見書 2	<p>計画地周辺で確認された貴重な動物の 1 種にコウノトリを入れてはどうか。</p>
意見書 3	<p>1.事業予定地周辺で活動している自然環境保全団体等から情報収集を行い、調査、予測及び評価に活かして欲しい。</p> <p>2.川島インターチェンジ北側土地区画整理事業で判明した問題点および事後調査の結果を参考に、調査、予測及び評価に活かして欲しい。</p> <p>3.事業地内に残る緑地及び創出する緑地の面積、植生等を明確にしてほしい。</p>